

スライド1

自転車安全教室

豊中市都市基盤部交通政策課交通安全係

みなさんこんにちは。今日はみなさんの命を守る大切なお話をしたいと思います。

みなさん普段自転車には乗りますか？自転車に乗れば遠くまで簡単に行くことができ、とても便利ですね。しかし、自転車は乗り方を誤れば事故の原因となり、みなさんが大ケガをしてしまうかもしれない、大変危険な乗り物でもあるのです。

これから自転車を安全に利用するための交通ルールのお話をみなさんにしたいと思います。 *

スライド2

本日の内容

1. 近年の交通事故状況
2. 自転車の安全な利用方法
3. こんな乗り方していませんか？

*→クリック

本日の内容はこちらです。
まず、近年の交通事故の状況を説明し、次に自転車の安全な利用方法について説明します。
最後にやってはいけない自転車の乗り方について説明します。 *

1. 近年の交通事故状況

ではまず、近年の交通事故状況について説明します。 *

豊中市の人身事故件数（令和元年）

- ① 102件
- ② 529件
- ③ 966件

まずは、クイズを出します。皆さん考えてみてくださいね。

昨年（令和元年）中に豊中市で起きた人身事故は何件くらいだと思いますか？

*① 102件

*② 529件

*③ 966件 *

豊中市の人身事故件数（令和元年）

① 102件

② 529件

③ 966件

正解は…

③ 966件 でした。

みなさんわかりましたか？多いと感じましたか？
少ないと感じましたか？

これは、ここ10年間では最も少ない件数です。

*

3,215人

次にこの3,215人という数字。これは何の数字
でしょうか？ *

令和元年 全国の交通事故死者数

3,215人

- ピーク時（昭和45年）の死者は16,765人であった。

これは、昨年中に全国での交通事故により亡くなった人の数です。— 昨年の3,532人と比べ300人以上減少しています。 *

ピーク時には16,765人もの人々が1年間に交通事故によって亡くなっていました。

交通事故による死者数は減少していますが、今なお年間3,000人以上の人々が亡くなっています。これは決して少ない数ではありません。みなさんにも起こりうる身近なことなのです。 *

自転車事故の発生状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
豊中市の事故件数	371	349	317	297	325	318
大阪府の事故件数	13,228	12,222	11,611	11,089	11,070	10,318

*これは、自転車事故の過去6年間の大阪府及び豊中市の件数です。

この表を見て分かるように、市内でも毎年300件前後の事故が起きています。一年は365日なので、大体一日一回くらい事故が起きているということになります。大阪府内では年に一万件以上の事故が起きています。 *

2. 自転車の安全な利用方法

次に自転車の安全な利用方法について説明します。 *

自転車はどっちの仲間??

①歩行者



②車



その前に…みなさん自転車は歩行者と車どっちの仲間だと思いますか? *

*① 歩行者

*② 車

*

自転車はどっちの仲間??

①歩行者



②車

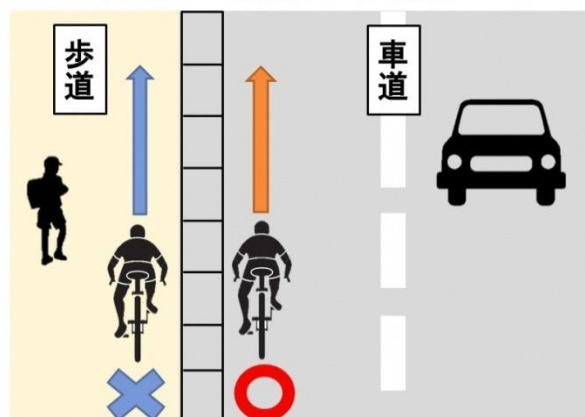


正解は…

② 車の仲間 でした。

自転車は道路交通法という法律で「軽車両」に分類されており、車の仲間です。これからのお話では、「自転車は車の仲間」ということを覚えておいてください。 *

自転車の通行する場所



では、このように歩道と車道が区別されている道路を通行するとき、自転車はどこを走ったらよいのでしょうか？

* 先ほど言ったように自転車は車の仲間です。自動車は車道の左側を走りますよね。

* 自転車は歩道を通らず、原則車道の左端を通りましょう。歩道は歩行者のための道です。 *

ただし！！

*

自転車が歩道を走行できる場合

①自転車歩道通行可の標識がある

②自転車を運転している人が

- ・13歳未満の子ども
- ・70歳以上の高齢者
- ・身体が不自由



③車道を安全に通行することができない
(道路工事をしている、駐車車両や交通量が多いなど)

ただし、①この写真のような標識がある歩道や、
②13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人は歩道を自転車で通行することができます。

また、これらに該当しない場合であっても、道路工事をしている、駐車車両があるなどの理由で車道を安全に通行することができない場合には自転車に乗って歩道を通行することができます。 *

自転車が歩道を走行できる場合

①自転車歩道通行可の標識がある

②自転車を運転している人が

- ・13歳未満の子ども
- ・70歳以上の高齢者
- ・身体が不自由



③車道を安全に通行することができない
(道路工事をしている、駐車車両や交通量が多いなど)

ただし、歩道は歩行者優先！！

どのような自転車事故が起こるのか？



ただし、歩道は歩行者優先です。前に歩いている歩行者にベルを鳴らして避けさせ、スピードを出して歩道を通行する等してはいけません。歩行者がいて、通行を妨げそうなときは自転車から降りて、押して歩きましょう。

また、歩道を通行するときは、歩行者が車道から距離があり、より安全な建物側を通行することができるよう、自転車は車道側を通行しましょう。

*

次に、どのような自転車事故が起こるのかについて見ていきたいと思います。

*この写真を見てください。自転車で車道を通行中、コンビニを見つけました。

*「あ、コンビニがある！ちょっと寄ろう」と思って、何も確認せず車道から歩道に入ってコンビニへ向かうと・・・ *

スライド12-2

どのような自転車事故が起こるのか？



* 歩道を通行してきた歩行者とぶつかってしまう
かもしれません！！

この道路では、歩道と車道の間に植栽があり、見
通しが悪いですよね。「もしかしたら、歩道を人や
自転車が通行しているかもしれない」と常に意識
し、安全確認をしてから、歩道に入りましょう。

*

スライド13-1

どのような自転車事故が起こるのか？



次に、歩道を通行中の場面です。

* 歩道を通行中、歩道を子どもたちが歩いている
のを見つけました。

* 「あ、子どもがいる！車道に出よう」と思い、
何も考えずに車道に進路変更を行うと・・・

*

スライド13-2

どのような自転車事故が起こるのか？



* 車道を走ってきた自動車やバイクにぶつかってしまうかもしれません！！
自動車やバイクから見ると、自転車が急に車道へ飛び出してきたように見えます。車は急に止まれません。 *

スライド14

どのような自転車事故が起こるのか？

歩道から車道に行くとき

車道から歩道に行くとき



このように、
* 歩道から車道へ、または
* 車道から歩道へ行くときは
* 必ず前後を確認し、車や人が来ていないか、安全確認をしてから進路変更をするようにしましょう！
交通事故では飛び出しや出会いがしらの事故が多いです。皆さんの大切な命を守り、他の人にケガをさせないよう、十分に注意して自転車を運転してください。 *

スライド15-1

万が一、事故を起こしてしまったら...

すぐに110番！！

万が一、事故を起こしてしまったらすぐに110番してください。 *

スライド15-2

万が一、事故を起こしてしまったら...

すぐに110番！！

あとで連絡はダメ

急いでいるからあとで、大したことなかったからあとで、はいけません。もしけがをしている人がいたら、まずその救護を行ってから110番してください。また、事故にあった時も、必ずすぐに連絡するようにしてください。 *

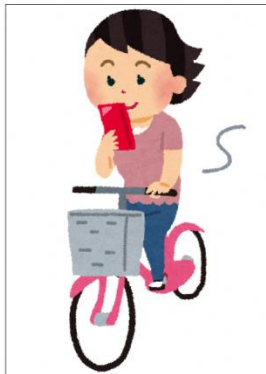
3. こんな乗り方していませんか？

次に、こんな乗り方をしてはいけないという話をしたいと思います。 *

こんな乗り方していませんか？

●音楽を聴きながらの運転

●スマホを使いながらの運転



みなさんはこんな乗り方していませんか？

* ●音楽を聴きながらの運転

* ●スマホを使いながらの運転

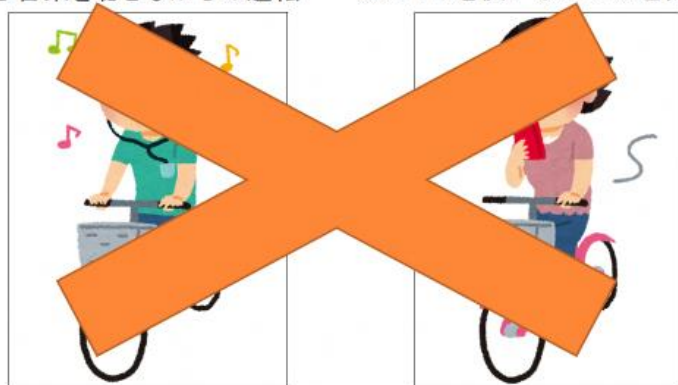
*

スライド17-2

こんな乗り方していませんか？

●音楽を聴きながらの運転

●スマホを使いながらの運転



これらは、どちらもルール違反です！
音楽を聴いていると、周りの音が聞こえず、後ろから来る車に気付かないかもしれません。また、最近特に問題視されている、スマホを使いながらの運転。これは周りを見ずに運転するだけでなく、片手運転になりバランスが非常に悪くなります。スマホを操作するときは、止まって操作しましょう！また、歩きながらのスマホも絶対にやめましょう！ *

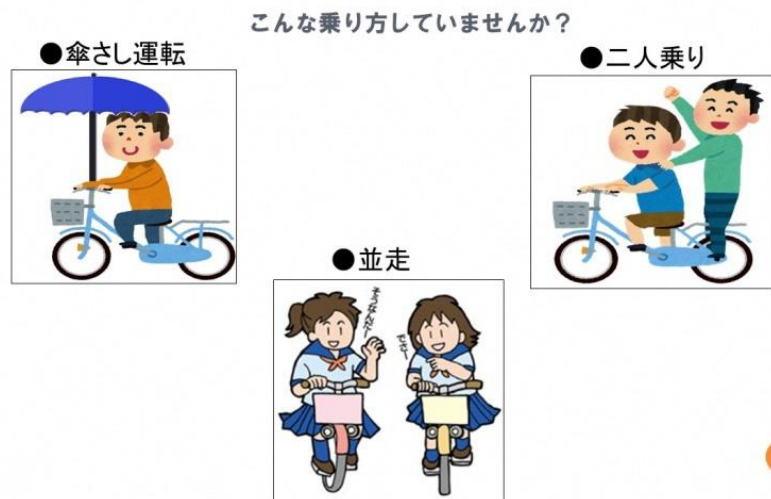
スライド18

こんな乗り方していませんか？



次に歩道を通る時、このようにベルをチリンチリンと鳴らして歩行者を避けさせて通っていませんか？
先ほども言った通り、歩道は歩行者のための道です。自転車が歩道を通行できる場合もありますが、その際「歩行者の通行を妨げないように通行すること」と道路交通法に定められています。歩道を通行するときは、歩行者の通行を妨げないように、いつでも止まれる速度で車道側を走り、歩行者が多い場合は自転車から降りて、押して歩きましょう！ * *

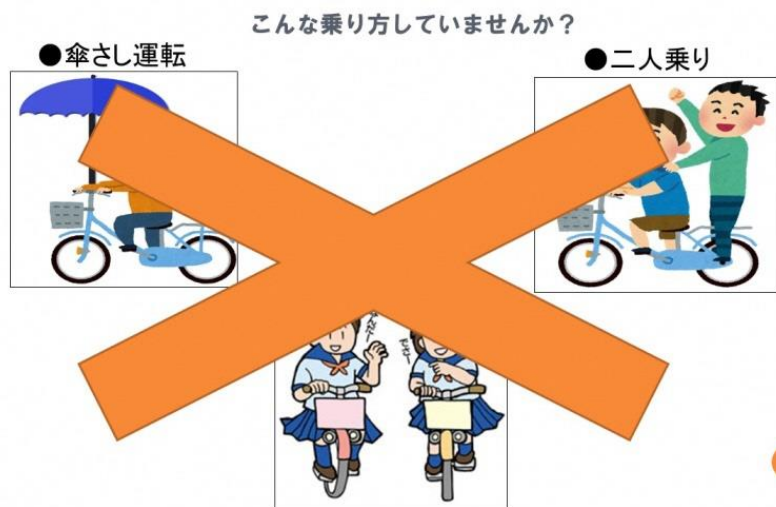
スライド19-1



他にも

- * ●傘さし運転
- * ●二人乗り
- * ●友達と並んでおしゃべりしながらの運転 など
- *

スライド19-2



これらもすべてルール違反です！自転車はバランスを取るのが難しい乗り物です。このようなバランスを崩しやすい運転は絶対にやめましょう。また、並走に関しては「並走可」の標識がある場合は並んで走ることができますが、豊中市内にはそのような標識はありませんので注意してください。 *

自転車も取締りの対象となります！！

信号無視などの違反行為を繰り返すと、
自転車運転者講習を受講しなければなりません。

**14歳以上の自転車運転者が対象
＝中・高生も講習の対象**

最近、自転車の取り締まりが強化されています。信号無視や、踏切の無理な横断などで自転車に対し、「赤切符」を切ることが多くなっています。自転車には免許がありませんよね？そのため、車と違って免許の点数加点や反則金といった制度がありません。赤切符を切られると簡易裁判所へ出頭しなければいけません。「自転車は免許ないし信号無視していいや」と考えずに、自転車でも車と同様に交通ルールを守りましょう。

また、悪質な違反を3年以内に2回行った自転車運転手に対し、講習義務が課せられます。これに応じない場合、5万円以下の罰金となります。14歳以上であれば対象になるので、みなさんも決して他人事ではありません。 *

自転車も加害者となります！！

神戸地裁（2013年7月） 9,520万円

坂道を下ってきた小学5年少年の自転車が歩行中の62歳女性と衝突。女性が意識不明。

大阪地裁（2007年7月） 3,000万円

歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が歩行中の62歳男性と正面衝突。男性死亡。

大阪地裁（2011年11月） 禁錮2年

自転車が安全確認をせずに渋滞の切れ目から道路を横断。その自転車を避けたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性2人と衝突。男性2人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。

また、自転車は被害者にもなりますが加害者にもなります。実際に、このスライドにあるように、自転車で事故を起こしてしまい、一億円近くの賠償金を支払わないといけなかった場合もあります。 *

自転車の保険に入りましょう！

大阪府では、自転車保険の
加入義務化が行われています。
自転車に乗る場合は
必ず保険に入りましょう。

今、自分が加入しているかわからない場合、必ず
確認しておきましょう。

事故を起こさないことがまず一番ですが、万が一に備え、大阪府では自転車に乗る人は必ず自転車保険に入らないといけないことになっています。自分が今、自転車保険に入っているかわからない、という人がいたら、必ず確認しておきましょう。

*

さて・・・
ここからが本題です

皆さんにできること・・・

これからも安全で快適な
社会にしていけるためには・・・

*さて、ここまでいろいろなことを話してきましたが、一番大事なことを最後に言いたいと思います。

*皆さんにできること・・・

*これからも安全で快適な社会にしていけるためには・・・

*

スライド24

自転車のできる事は？

自転車はルールを守る→継続することが肝心

【自転車安全利用5則】

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用

*
* 自転車のルールを守り、継続することが肝心です。

* 自転車のルールとして「自転車安全利用5則」というものがあります。

これらを守り、常に意識しましょう。 *

スライド25

つまり・・・

交通事故を防ぐ最大のポイントは

運転技術ではなく・・・

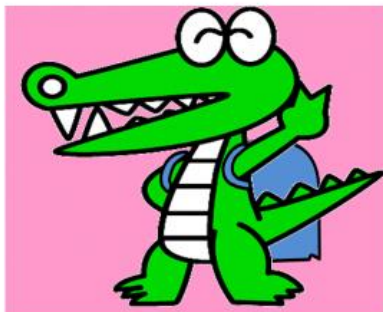
皆さんの心にあります

つまり・・・

* 交通事故を防ぐ最大のポイントは、
* 「いかに自転車をうまく乗り、事故を運転技術で避けるか」ではなく、「いかに事故が起きないように気をつけて運転するか」という

* 皆さんの心にあります。
交通事故を起こして、皆さんがケガをしたり、誰かにケガをさせてしまうと、皆さんだけでなく、家族や友人も悲しい思いをすることになります。そのような可能性を少しでも減らすために、安全な運転に心がけましょう。 *

ルールを守って楽しい学校生活を！



豊中市キャラクター「マチカネくん」

それでは、これで今日のお話はおしまいです。
今日勉強したルールをしっかり守って、事故を起
こさないようにして、楽しい学校生活を送りまし
ょう！ *